

2019年5月16日

株式会社三菱UFJ銀行

### 外国為替取引に関する欧州委員会の決定について

株式会社三菱UFJ銀行（取締役頭取執行役員 三毛 兼承<sup>みけ かねつぐ</sup>、以下 当行）は、欧州委員会（The European Commission、以下 EC）との間で、2010年から2011年にかけての当行のロンドン支店に所属していた為替トレーダーの行為について、欧州競争法に違反する疑いがあるとの理由で調査を受け、2019年5月16日（ベルギー時間）付で、69,750千ユーロの支払いを命ずる決定通知を受領しましたのでお知らせいたします。

関係者の皆さまに、多大なご迷惑、ご心配をおかけしましたことにつき、心よりお詫び申し上げます。

当行は、本件について、これまでに EC により実施されてきた調査に全面的に協力し、和解手続を進めてまいりました。また、既に内部手続の改定およびモニタリング体制の強化を含めた再発防止策を講じております。

当行は、本件を真摯に受け止め、当行の内部管理およびコンプライアンス管理態勢について、引き続き不断の改善に努めてまいります。

以 上